

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき下記のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 8 日

一宮市長 中野 正康

記

1 変更に係る団体の名称
花岡町 1・2 丁目町内会

2 変更があった事項
規約第 1 条（目的）
規約第 4 条（事務所）

3 変更の内容
（目的）

第 1 条 本会は、認可地縁団体であり、次に掲げる事業を行い、良好な地域社会を形成及び維持することを目的とする

1, 会員相互の親睦に関する事（新規追加）

5, その他会の目的達成に関する事（新規追加）

（事務所）

変更前

第 4 条 本会は、事務所を一宮市泉 2 丁目 10 番 13 号の花岡町民会館に置く。

変更後

第 4 条 本会は、事務所を一宮市泉 2 丁目 10 番 8 号の花岡町民会館に置く。